

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十六年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、同年九月一日とする。